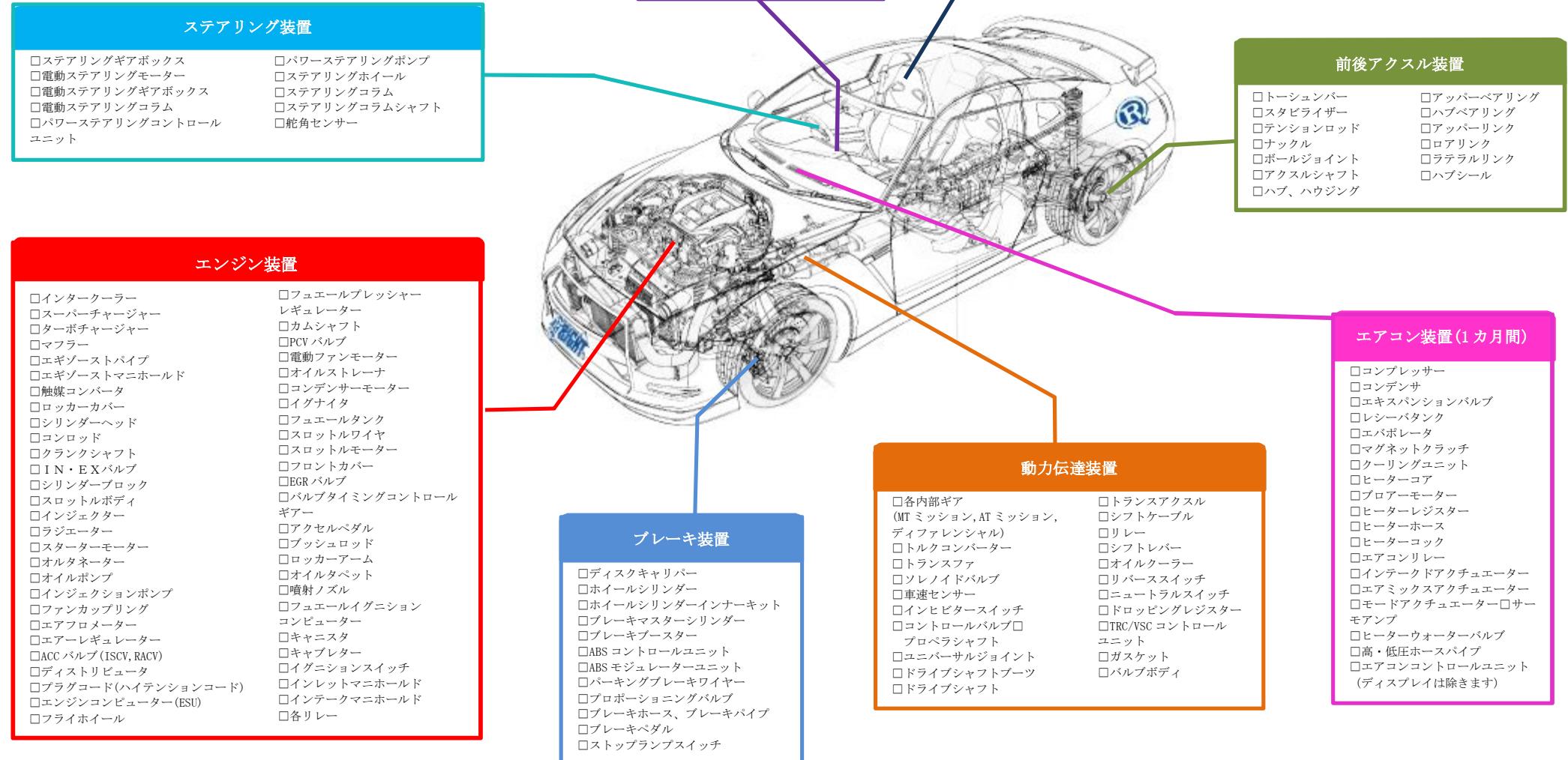


## =保証対象部品一覧表=

- 保証名：ライト3カ月間保証
- 保証期間：受領日より 93 日間
- 車名：ご契約車両
- 車体番号：ご契約車体番号
- ご契約者：ご契約者様





# 保証書

車体番号：ご契約車輌

(走行距離：ご契約時距離km)

○ご契約保証内容は**3カ月間保証(5,000km迄)**となります。  
(※電装装備品・エアコン装備は、1カ月間の保証となります。)

>>本保証にはコードサービスは、付帯しておりません。ご加入をお薦め致します。  
(※任意保険に付帯している場合もありますのでご確認下さい) <<

## =保証期間=

お引渡した日、受領者欄にご署名頂いた日から93日間が経過した時点までが保証期間となります。

## =保証箇所=

◎エンジン本体とミッション本体箇所が主体の保証です◎

別紙“保証対象部品一覧”が保証対象となります。

保証規約 第6条 “保証適用外要領”は保証対象外となります。

## =保証の判定基準=

保証は、別紙、保証対象部品である事。その部品が機能しなくなった時点で対象となります。  
(※保証適用外要領は除かれます)

(例：バッテリーが上がりエンジンが掛からなくなった等は、保証対象外となります)

## =保証の申請方法=

修理前には、必ず当社の『承諾』が必要です。『承諾』前に修理をした場合は『保証対象外』となります。

## =保証上限=

修理金額の累計が¥300,000-を超えた場合、超えた部分について保証はなくなります。

この時点で保証も終了となります。修理の累計金額と走行距離の何れか早く上限に達した時点で、保証は終了となります。  
(例：1度目の修理で¥200,000-が掛かり2度目の修理で¥150,000-が掛かった場合。超過分の¥50,000-は保証から外れ、同時に保証が終了します)

## =ライト保証 規約=

車輌購入者(以下、甲という)と車輌販売者(以下、乙という)は、以下の規約に基づき保証契約を遵守するものとする。

### 第1条 保証期間

保証期間は、車輌を引き渡した日、本書署名欄に署名した日から、それぞれの契約期間満了日の前日までとする。

### 第2条 保証箇所

保証箇所は、第6条 保証適用外要領 を除く別紙“保証対象部品一覧表”に該当する部品が対象となる。

### 第3条 保証の判定基準

保証は、別紙、保証対象部品である事。その部品が機能しなくなった時点で対象となります。(※保証適用外要領は除かれます)

### 第4条 保証の申請と修理の着手

保証修理の着手には必ず、事前に当社の『承諾』が必要となります。『承諾』なしに着手した場合保証は受けられません。

### 第5条 保証の上限

修理金額の累計が¥300,000-を超えた場合、超えた部分について保証はなくなります。この時点で保証も終了となります。

また、修理の累計金額と走行距離の何れか早く上限に達した時点で、保証は終了となります。

### 第6条 保証適用外要領

※“保証対象部品一覧表”以外の部品及び、以下に該当する要領については保証されません。また『転売目的』の業者販売(卸販売)の場合には、利益目的の購入者の利益目的の為、一切の保証はありません。充分ご注意下さい。

### ①承諾前の修理

当社への事前の連絡・承諾無しに当社提携工場・推奨工場での修理・整備を行った場合。当社提携工場・推奨工場以外での修理。

### ②外車と特殊車輌について

国産車以外の車。外車(インポートカー)は、保証対象外となります。

### ③受取後の改造及び変更

納車後の車輌の仕様・構造などを変えたとき。

(例：社外H.I.D球を取り付け発火し故障した／車高調を取り付けた後ショック関連に不具合が生じた)

### ④過度な使用

一般に走行出来ない場所で使用された場合。適正でない扱いとは、酷使/故意/過失/事故/社外部品の装着による不具合等などを指します。

(例：社外部品を装着して不具合が発生した／サーキット・走行会・ドリフトなどを行って不具合が生じた)

### ⑤消耗品類の適用外

油脂類・プラグ・電球・バッテリー・ガスケット・クラッチ類・タイミングベルト[メーカー耐久範囲外のもの]・シールパッキン・ウォーターポンプ類その関連部品

但し、エンジンオイル・プラグ・電球・バッテリーについては、車輌を当社に持込みの場合、部品またはオイル代金のみで交換可能です。

### ⑥ナビゲーション・オーディオ・電装関連部品(各種センサー)

(例：ナビの動作不良/オーディオの音がでない/社外ウーハーが鳴らない/社外のターボブースト計の不動/センサー不良により警告等が点灯)

### ⑦社外部品

装着されている社外パーツ(例：社外アンダースポイラーが破損、脱落してしまった。/社外ウーハーが鳴らない/社外マフラーが破損欠落した)

### ⑧動作に支障を来たさない事由

異音・振動・オイル等の滲み、漏れはあるが、動作に支障はない事由。

(例：ハンドルを切ると擦れる音がする/パワーウィンドウが動作すると異音がする/振動はするが動作している)

### ⑩年式相応の状態と機能、及び外観上の問題

使用や動作には支障はなく、経年劣化などで年式相応の状態になっているもの

(例：シートがへたっている/比べてパワーが多少落ちている/比べハンドルの遊びがある/ボディーなど塗装について生じた異常/錆や凹み)

### ⑪二次的に発生した故障、不具合個所

トラブル発生時に抑止作業をせずに無理に動作させ故障箇所が広がった

(例：オーバーヒートによりエンジン本体を損傷させた場合等は、一次的問題の水周りに対してのみの対処となります/パンクしてそのまま強硬走行し足回りが損傷した)

### ⑫新品部品での保証修理

保証修理の対応部品は中古部品を基本としての対応となります。リビルト品は、新品の分類となります。

### ⑬改造箇所により起因した故障や不具合の場合

(例：過給機を取付けそれが原因で保証対象部品が壊れた/社外ホイールにより過度の負荷が掛かりショックを損傷した)

### ⑭故障の主たる原因が保証対象外の部品である場合は、関連する部品に保証対象部品が含まれていても保証対象外となります。

### ⑮購入時に乙から甲に不具合を事前に告知された内容については、保証対象であっても除外される。

(例：購入時に電動格納ミラーの不具合の説明を現状のままでの販売を条件として購入した場合)

### ⑯感覚・感触を伴うもの

動作するが感覚・感触として違和感がある。

(例：シフトは入るが重い/クラッチが重い/ハンドルの遊びが大きい)

### ⑰予備・予防整備など

現時点で不作動となっているものだけが保証対象です。

(例：プラグコードが4本のうち1本が不具合を起こしている場合、不具合箇所のみ1本の交換となり、他3本は保証対象外となります/ショック1本に不具合が生じ保証交換する事になったが、心配なので他の周辺部分も点検交換して欲しいという場合、保証対応はされません)

### ⑱故障以外に発生した損害

遠距離での出張修理、掛かる旅費や引き取り費用。保証修理により生じた二次的な費用。

(例：代車費用、交通費など/故障の為時間に遅れ飛行機に乗り遅れチケット代を無駄にした/故障の為商談に遅れ破談した)

### ⑲実質的所有者が契約者以外になった場合、または約者以外からの保証依頼

### 第7条 その他保証との重複

当該保証以外に保証を付帯された場合、その他保証が優先され当該保証の一切は適用されない

### 第8条 紛争処理

当事者間で紛争が生じた場合、管轄裁判所を東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とし何れも本店とする事に本書署名をもって双方合意するものとする。

販売者：CAR BANK R I G H T

〒252-0224 神奈川県相模原市中央区青葉3-37-1

営業時間：A.M. 10:00 - P.M. 07:30

TEL: 042-730-4111